

海技士の免許に係る処分について

1. 海技士に対する処分

海技士は、船舶職員及び小型船舶操縦者法又は海難審判法に基づき処分される場合があります。

< 船舶職員及び小型船舶操縦者法（抄） > 法：船舶職員及び小型船舶操縦者法
規則：船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

法第 10 条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するときは、その海技免許を取り消し、2 年以内の期間を定めてその業務を停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によって発生した海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りではない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 船舶職員としての職務又は小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法(昭和 52 年法律第 62 号)その他の他の法令に違反したとき。

2 国土交通大臣は、海技士が心身の障害により船舶職員の職務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものになったと認めるときは、その海技免許を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、前 2 項の規定により海技免許の取消しをしようとするときは、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

規則第 17 条 法第 10 条第 2 項の国土交通省令で定める者は、第 9 条の 2 に規定する身体適正に関する基準を満たしていない者とする。

規則第 9 条の 2 法第 7 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める身体適正に関する基準は、別表第 3 の第 2 種の身体検査基準（弁色力に係る部分を除く。）とする。

規則別表第 3

海技士身体検査基準表

	身体検査基準	
	第 1 種	第 2 種
視力（5メートルの距離で万国視力表による。）	（略）	視力（矯正視力を含む。）が両眼ともに 0.6 以上であること。
弁色力（海技士（航海）の資格に限る。）	（略）	（略）
聴力	（略）	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	（略）	左記の疾病又は身体機能の障害があっても軽症で勤務に支障をきたさないと認められること。

< 海難審判法（抄） >

第4条 海難審判庁は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

2 海難審判庁は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条第1項の承認を受けた者を含む。以下同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

3 海難審判庁は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に関係のあるものに対し勧告をする旨の裁決をすることができる。

第5条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、所為の軽重に従つてこれを定める。

- 一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を含む。以下同じ。）の取消し
- 二 業務の停止
- 三 戒告

2 業務の停止の期間は、1箇月以上3年以下とする。

第6条 海難審判庁は、第4条第2項に規定する場合において、海難の性質若しくは状況又はその者の閱歴その他の情状に徴し、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができる。

2. 処分の手続き

海技士に対する処分は、聴聞手続きを経てから決定されます。

また、海技免許の取消しの処分がされる場合は、交通政策審議会に意見を聴くこととなります。

3. 過去の処分

これまでの海技士に対する処分は、海難審判の裁決を参照して下さい。

<http://www.mlit.go.jp/maia/04saiketsu/04saiketsu.htm>

4. 処分の公表

海難事故を受けて海難審判庁が行う処分は、3.により公表されます。

また、国土交通大臣が行う処分については、海難審判庁の処分公表事例に準じて個別の事案の社会的影響等を勘案の上、公表します。